

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 久保 晃

下記のとおり、一般競争入札に付するため、関係事項承知のうえ参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名等

件名	規格	単位	数量	備考
横浜駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	予定使用電力量 791,000kwh

(2) 履行場所：陸上自衛隊横浜駐屯地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町 2 7 3

(3) 履行期限：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

## 2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 令和 4・5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 予算決算及び会計令第 73 条に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」に示す適合条件を満たすこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 3 契約条項を示す場所

- 陸上自衛隊横浜駐屯地 会計科事務室
- 横浜駐屯地ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/yokohama/>)

## 4 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、第 2 項第 4 条、第 5 条関係書類を提出するとともに、参加意思表明（電話連絡可）を行うこと。また、官側から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は官側で審査するものとし、上記入札参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

- 提出期限  
令和 5 年 3 月 15 日（水）12 時まで
- 提出方法  
持参又は郵送によって提出すること  
ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る
- 提出場所  
第 3 項第 1 条の場所

- (4) 参加意思表明期限  
令和5年3月16日(木) 12時まで

## 5 入札説明会

実施しない。但し、現場確認等が必要な場合は、個別に対応するので事前に調整すること。

## 6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時  
令和5年3月17日(金) 11時00分
- (2) 場所  
陸上自衛隊横浜駐屯地 入札室

## 7 入札条件

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び予定使用電力料に対する単価(電力量料金単価「季節・時間帯等区分による複数単価可能」)を記載(少数第2位まで)し、仕様書に提示する予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (3) 入札金額には、代金の振込みに係る手数料を含めること。
- (4) 入札書には消費税相当額を含まない金額を記載し、陸上自衛隊入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨を明記すること。
- (5) 郵便による入札は可とするが、入札日前日17時00分までを到着期限とし、入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。なお、入札書の日付は入札日を記入すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。但し、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札時期は別示する。

## 8 落札決定方法

- (1) 入札金額は消費税抜き価格とし、年間総額で、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低価格入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額(1円未満端数切り捨て)を加算した金額(1円未満端数切り捨て)をもって落札金額とする。

## 9 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除する
- (2) 契約保証金：免除する
- (3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収する。

## 10 入札の無効

- (1) 有資格でない者が入札を行なった場合
- (2) 入札書に記名押印がない(押印しない場合は担当者名及び連絡先の記載がない)場合又は品名、数量、金額等が不明の場合
- (3) 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者及び虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者の入札
- (4) 入札書の金額数字が不鮮明な場合
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- (6) 二名以上の入札の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 電報、電話、ファックス等による入札
- (9) その他入札条件に違反した入札

## 11 契約書の作成

落札者は、落札決定後延滞なく、「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。

## 1.2 契約の締結

本入札にかかる落札及び契約締結は、令和5年度予算が成立することを条件とする。

## 1.3 その他

### (1) 委任状

代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出

### (2) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、ホームページ等で公表するものとする。

### (3) 連絡先

〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

陸上自衛隊中央輸送隊 会計科 担当：市川（内線340）

仕様書に関する連絡先 管理科 担当：倉本（内線281）

電話：045-335-1151（代表） FAX：045-335-1151（内線539）

# 仕 様 書

横浜駐屯地で使用する電気

仕様書番号

営5-12

作成年月日

令和5年3月3日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 件 名

横浜駐屯地で使用する電気

## 2 概 要

### (1) 需要場所

横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 業種及び用途

官公署（事務所等）

## 3 仕 様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式

交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧）

6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧）

6,000ボルト

エ 標準周波数

50ヘルツ

オ 供給方式

1回線方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無

有（水蓄熱 1.7m<sup>3</sup>）

（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。）

計量電圧（標準電圧）

200ボルト（計量器未設置）

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

常時電力 217キロワット（令和4年12月現在）

※ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その12か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

件 名	横浜駐屯地で使用する電気	縮 尺	
図面名称	仕 様 書	図面番号	1 / 3

イ 予定使用電力

月別の予定使用電力は以下のとおり。

月	予定使用電力量 (キロワット時)
4	45,500
5	48,500
6	57,500
7	65,500
8	66,500
9	71,500
10	53,500
11	60,500
12	74,500
1	74,500
2	84,000
3	89,000
合計	791,000

(3) 契約期間

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針
- ウ 計量器の構成 複合計器・無線通信装置
- エ 契約の継続の有無に関わらず、3月の検針に関しては、令和6年3月31日の24時時点の電力の検針を実施するものとする。

(5) 需給地点

需要場所における横浜駐屯地の設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の設置した架空引込線との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

イ 予定使用電力

月別の予定使用電力は以下のとおり。

月	予定使用電力量 (キロワット時)
4	45,500
5	48,500
6	57,500
7	65,500
8	66,500
9	71,500
10	53,500
11	60,500
12	74,500
1	74,500
2	84,000
3	89,000
合計	791,000

(3) 契約期間

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針
- ウ 計量器の構成 複合計器・無線通信装置
- エ 契約の継続の有無に関わらず、3月の検針に関しては、令和6年3月31日の24時時点の電力の検針を実施するものとする。

(5) 需給地点

需要場所における横浜駐屯地の設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の設置した架空引込線との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

#### 4 その他

- (1) 力率保持のため高圧進相コンデンサを設置しており、契約期間中は100パーセントまたは進み力率を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備（300キロボルトアンペア1台）を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、東京電力株式会社が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては力率は100パーセントとし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 3

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。



## 2 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和2年度 度1kWh当 たりの二酸 化炭素排出 係数	<p>「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 令和2年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) =</p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

④ 需要家への  
省エネルギー・節電に  
関する情報  
提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

契約担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 久保 晃 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他( )	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。